

令和 6 年 4 月 1 日

吸収合併にかかる事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

大阪府堺市堺区戎島町五丁 2 番地
堺化学工業株式会社
代表取締役 矢倉 敏行

当社は、令和 5 年 12 月 22 日付けで、S C 有機化学株式会社（以下、「S C 有機化学」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、令和 6 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を存続会社、S C 有機化学を消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本件吸収合併に関する事項は、次のとおりです。

記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）
本件吸収合併が効力を生じた日は、令和 6 年 4 月 1 日です。
2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条および第 787 条の規定ならびに会社法第 789 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）
 - イ 吸収合併をやめることの請求に係る手続きの経過（会社法第 784 条の 2）
S C 有機化学は当社の完全子会社であったため、会社法第 784 条の 2 の規定による本件吸収合併の差止請求に係る手続きについて、該当事項はありません。
 - ロ（1）反対株主の株式買取請求の経過（会社法第 785 条）
S C 有機化学は当社の完全子会社であったため、会社法第 785 条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求に係る手続きについて、該当事項はありません。
 - （2）新株予約権買取請求の経過（会社法第 787 条）
S C 有機化学は、新株予約権の発行を行っていませんので、該当すべき事項はありません。
 - （3）債権者保護手続きの経過（会社法第 789 条）
S C 有機化学は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 2 月 16 日付けにて官報での公告ならびに同日付けにて日刊工業新聞での公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

イ 吸収合併をやめることの請求に係る手続きの経過（会社法第 796 条の 2）

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき株主総会の承認を経ずに本件吸収合併を実施したため、同法第 796 条の 2 の規定による本件吸収合併の差止請求に係る手続きについて該当事項はありません。

ロ（1）反対株主の株式買取請求の経過（会社法第 797 条）

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき株主総会の承認を経ずに本件吸収合併を実施したため、同法第 797 条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求に係る手続きについて該当事項はありません。

なお、当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 6 年 2 月 16 日開始の電子公告により株主への公告を行ったところ、所定の期間内に本件吸収合併に反対する旨の通知はありませんでした。

（2）債権者保護手続きの経過（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 2 月 16 日付けにて官報での公告ならびに同日付けにて電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本件吸収合併の効力発生日である令和 6 年 4 月 1 日をもって、S C 有機化学の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

令和 6 年 4 月 2 日をもって、変更の登記を行う予定です。

7. 前記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

令和6年2月16日

吸収合併にかかる事前開示書面

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づく開示事項)

大阪府堺市西区築港新町三丁目27番16号
S C 有機化学株式会社
代表取締役 加藤 聡

当社は、令和5年12月22日付けで、堺化学工業株式会社（以下、「堺化学工業」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、令和6年4月1日を効力発生日として、堺化学工業を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収合併に関する事項は、次のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

令和5年12月22日付けで当社と堺化学工業が締結した吸収合併契約の内容は、別紙のとおりです。

2. 吸収合併の対価について定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号、同第182条第3項）

当社ならびに堺化学工業は、堺化学工業が当社の発行済株式のすべてを保有しているため、本件吸収合併に際して、堺化学工業の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債その他の金銭等の交付を行わないことといたしました。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号、同第182条第5項）

該当すべき事項はありません。

4. 吸収合併存続会社についての事項（会社法施行規則第182条第1項第4号、同第182条第6項第1号）

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度にかかる計算書類等の内容は、別紙のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当すべき事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社についての事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号、同第 182 条第 6 項第 2 号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当すべき事項はありません。

6. 効力発生日以後における債務（会社法第 789 条第 1 項の規定により本件吸収合併について異議を述べる事ができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

① 堺化学工業の令和 5 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額および負債の額はそれぞれ金 87,773 百万円および金 34,989 百万円となっております。また、本件吸収合併により当会社から堺化学工業への承継の対象となる資産の額および負債の額はそれぞれ金 3,117 百万円および金 806 百万円と見込んでおります。

本件吸収合併後に見込まれる堺化学工業の資産の額および負債の額はそれぞれ金 90,890 百万円および金 35,795 百万円であり、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。

② 本件吸収合併後における堺化学工業の収益状況について、合併後の堺化学工業の負担することとなる債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

③ 以上のとおりですので、本件吸収合併によっても、合併後の堺化学工業の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しました。

以上



合併契約書

堺化学工業株式会社（住所：大阪府堺市堺区戎島町五丁2番地。以下「甲」という。）及び、SC有機化学株式会社（住所：大阪府堺市西区築港新町三丁27番16号。以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）をし、これにより、乙は第2条に定める効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務をそれぞれ甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第2条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第3条（合併対価の交付及び割当て）

本合併に際して、甲は、乙の発行済株式を全て所有しているため、乙の株主に対して株式その他の金銭等の合併対価を交付せず、また、合併対価の割当ては一切発生しない。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併に際し、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（合併契約承認株主総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定に従い、本契約について株主総会の承認を得ずに合併する。ただし、同条第3項に該当した場合は、効力発生日の前日までに株主総会の承認を得るものとする。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ずに合併する。

第6条（権利義務全部の承継）

乙は、2024年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はそれを承継する。

第7条（従業員の処遇）

甲は、乙の従業員を本合併の効力発生日をもって、甲の従業員として引き継ぐものとする。乙の従業員の処遇その他の取扱いについては、甲乙協議のうえ、これを決定する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第9条（合併契約の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、その他必要があるときは、甲乙間で協議し合意のうえ、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間で協議のうえ、これを定める。

以上のとおり契約したので本書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙は原本の写しを保有する。

2023年12月22日

甲：大阪府堺市堺区戎島町五丁2番地
堺化学工業株式会社
代表取締役社長 矢倉 敏行



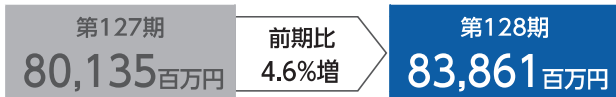
乙：大阪府堺市西区築港新町三丁27番16号
SC有機化学株式会社
代表取締役社長 加藤 聡



事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

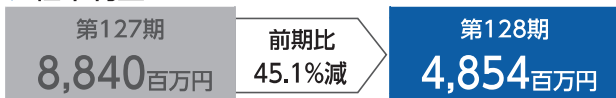
▶ 売上高



▶ 営業利益



▶ 経常利益



▶ 親会社株主に帰属する当期純利益



1 事業の経過および成果

当社グループは、中期経営計画『SAKAINNOVATION 2023』の数値目標達成と持続的成長を目指して取り組んでおります。4年目にあたる当連結会計年度（2023年3月期）は、下期からの景気後退の影響で販売低迷が続き、利益を大きく引き下げました。

化学事業では、原燃料高騰、中国のロックダウンによる在庫調整や半導体不足による自動車の減産等による景気後退の影響を受けました。成長事業である電子材料は、中国を中心としたパソコン、スマートフォンといった民生品の需要が大きく落ち込み、在庫調整も相俟って、誘電体、誘電体材料の販売が低迷しました。また、他の事業においても、景気低迷の影響で販売数量が減少し、製造コストの上昇をもたらしました。

一方、日焼け止めやメイク関連向けの化粧品材料は、コロナ禍による外出規制が緩むにつれて、少しずつですが回復基調にあります。

また、医薬中間体・原薬、プラスチックレンズ向け製品などの有機化学品は、景気後退の影響を受けにくく、引き続き堅調に推移しました。

医療事業については、昨年度に続き、新型コロナウイルス感染拡大による行動制限の影響に加え薬価改定の影響も受け、厳しい業績となりました。

この結果、売上高は前連結会計年度比4.6%増の83,861百万円となりましたが、営業利益は前連結会計年度比41.2%減の4,407百万円、経常利益は前連結会計年度比45.1%減の4,854百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比65.2%減の2,344百万円となりました。

セグメントの業績は以下のとおりです。

なお、各セグメントの営業利益は全社費用等調整前の金額であります。

化学事業

売上高は前連結会計年度比5.2%増の75,992百万円となりましたが、営業利益は前連結会計年度比30.7%減の6,372百万円となりました。

電子材料

誘電体材料（高純度炭酸バリウム）と誘電体（チタン酸バリウム）は市況の悪化に伴う積層セラミックコンデンサ（MLCC）の在庫調整に伴い、売上高は予算未達となりました。

酸化チタン・亜鉛製品

酸化チタンは、景気不透明のため、販売数量は減少したものの、値上げを実施した結果、売上高は増加しました。

亜鉛製品は、販売数量は減少したものの一部製品で採算是正をした結果、売上高は増加しました。

化粧品材料の超微粒子酸化チタン・酸化亜鉛は、世界的な経済活動の再開に伴う需要回復により、売上高・利益ともに増加しました。

樹脂添加剤

国内向けにおいては、上期は原材料高騰懸念による先取り需要もあり、塩ビ用安定剤も堅調に推移し、売上・利益は前年並みの水準を維持しました。しかし下期に入り、IT関連設備の建設遅れから需要が停滞し、販売数量が減少しました。原材料高騰に対応すべく値上げを実施した結果、売上高は前年同水準を維持したものの、原材料高騰分の一部は価格転嫁できず、利益は減少しました。

海外においては、中国向け製品は上期は堅調でしたが、下期は失速しました。一方、東南アジア向け製品は、下期から回復基調で出荷量増となりました。また値上げ実施効果もあり、売上高・利益ともに前年並みの水準を維持しました。

衛生材料

コロナ禍による大幅な需要の増加は一段落したものの、引き続き販売は堅調に推移しました。しかし、原材料の高騰分を製品価格に転嫁し遅れたことや海上運賃高騰等により、利益は減少しました。

有機化学品

有機イオウおよびリン製品は、電子材料分野や自動車関連分野向け売り上げが低調でしたが、原材料高騰による価格改定や円安効果から販売価格が上昇し、売上高は若干増加しました。しかし原燃料高騰の影響は、販売価格の上昇、生産効率の向上による原価低減効果を大きく上回り、利益は減少しました。

医薬品原薬・中間体の生産受託は、主力中間体が堅調に推移したこと、開発品のスポット生産・販売により売上高は伸長しましたが、受託製品の原価率の違いや、原燃料の高騰により利益は微増となりました。

触媒

ニッケル触媒は、大手顧客の大規模定期修繕による工場停止期間がなかったため、売上高は増加しました。しかし昨年度から続く主要顧客の新工場の立ち上げ遅延により、計画通りの販売とはなりませんでした。

脱硝触媒は、引き続き海外のごみ焼却場向け案件を受注したこともあり、昨年度より売上高は減少したものの、利益は横ばいとなりました。

受託加工

受託加工は、電子材料関連の需要は減少しましたが、OA機器関連で需要が増加しました。

着色剤製品は、海外PVC関連が好調に推移しましたが、電子通信機器関連や自動車関連が低調でした。しかし、原材料高騰の製品価格への転嫁を進め、売上高は増加しました。

混合、濾過水洗、乾燥、焼成等の工程受託については、電子材料向けの需要が減速し、売上・利益ともに減少しました。

医療事業

売上高は前連結会計年度比0.3%減の7,868百万円となり、営業利益は前連結会計年度比34.9%減の272百万円となりました。

医療用医薬品

バリウム造影剤は、2016年度厚生労働省発出の「がん検診実施のためのガイドライン」による受診間隔の延長および受診年齢の引き上げ、胃内視鏡検査への移行等厳しい環境のもと、大口検診機関のニーズ対応を強化して市場シェア拡大に努め、国内販売の減少を最小限にとどめるとともに、韓国・台湾への輸出を強化しましたが、新型コロナウイルスの影響はなお大きく残り、売上高・利益ともに減少しました。

消化性潰瘍用剤「アルロイドG」は堅調な需要により販売数量は維持しましたが、薬価引き下げによる影響が大きく、売上高・利益ともに減少しました。

医療機器

世界的な半導体不足で部品が調達できず、本体の生産が滞りました。その後半導体の調達が可能になり、生産が再開されましたが、納入実績は予算を大きく下回り、利益は減少しました。

また、2019年からリリースした内視鏡手術用の粘膜下注入材「リフタルK」および注入材用^{せんしん}穿刺針「リフティンニードル」は新規採用が進み、一定の売上増に寄与しました。「リフタルK」はタイでも承認を取得し販売を開始しました。

一般用医薬品・その他

かぜ薬「改源」等アセトアミノフェンを含む一般用医薬品は、外国人による大量購入により、売上高・利益ともに増加しました。

新規事業として位置付けている美容医療機関向けのサプリー事業は引き続き好調で、売上高・利益ともに増加しました。

認知症予防の機能性表示食品素材である「タモギ草エキス（エルゴチオネイン）」の製造は順調に受託数量を伸ばしました。また、エルゴチオネイン配合の自社のNB製品である認知症予防サプリメント「メモエル」は自社ECサイトでの販売に加え、B to Bでの提供も開始しました。

■事業のセグメント別売上高

(単位：百万円)

事業区分	第127期 (2021.4~2022.3)		第128期 (2022.4~2023.3)	
	金額	構成比	金額	構成比
化学事業	72,243	90.2%	75,992	90.6%
医療事業	7,892	9.8%	7,868	9.4%
合計	80,135	100.0%	83,861	100.0%

2 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、2,658百万円であります。

3 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等の資金は、自己資金および借入金により賄いました。なお、当社グループの長期借入金は事業拡大に伴う設備投資を目的としておりますが、返済を行ったこともあり8,467百万円となりました。

また、当社は機動的、安定的な資金調達を実現することを目的として、主要取引金融機関と極度額を120億円とするシンジケート方式のコミットメントライン契約を締結し、短期資金として利用しております。

4 重要な組織再編等の状況

重要な該当事項はありません。

5 対処すべき課題

2023年3月30日に発生した小名浜事業所酸化チタン工場燃焼排気ガス集塵機の火災におきまして、近隣住民の皆様、関係当局、お客様をはじめとする多くの皆様にご迷惑、ご心配をお掛けしたことを心よりお詫び申し上げます。火災の発生原因につきましては5月17日現在も調査中であり、判明次第、お知らせいたします。当該設備は休止中ですが、酸化チタンの生産および小名浜事業所内の他製品工場は通常操業に戻っております。

本件は、2021年5月11日に発生した湯本工場亜鉛末工場の爆発・火災事故に続いての火災事故であることを重く受け止めており、原因究明と再発防止の徹底に努め、全社一丸となって安全操業に取り組んでまいります。なお、本件が2023年3月期の業績に与える影響は軽微なものですが、2024年3月期の業績への影響は現在精査中です。

2024年3月期までの5ヵ年においては、設備投資総額400億円、そのうち収益向上を目的とした戦略投資として190億円を計画しておりました。コロナ禍の影響により、戦略投資以外の設備投資案件を延期するなど計画の見直しを行いましたが、現在までに総額189億円（うち戦略投資98億円）の設備投資を実行し、足元の需要に対して十分な生産体制を構築しました。特に注力分野である電子材料、化粧品材料においては、業況の回復に伴う需要の増加に対応する十分な生産能力を有しております。

足元は電子材料市況の悪化、原燃料のコストアップにより業績の低迷を強いられております。ただし、新型コロナウイルスの収束、インバウンド需要の復活により化粧品材料は伸長、有機化学品も堅調な推移を見せております。来期に向けては原燃料高騰による製造コストアップに対処しつつ、増強した生産能力に見合った販売数量を達成することが喫緊の課題です。医療事業においては、薬価改定に影響されない医療機器関連や有望な新規ビジネスの開拓・育成に注力し、稼ぐ力（営業利益率）の向上に引き続き取り組んでまいります。

なお、2023年3月期末時点においても十分な自己資本を維持しております。加えて、長期借入やコミットメントライン等、金融機関から十分な支援を受けられていることから、当事業年度以降の営業キャッシュ・フローを含め、当面の資金繰りについても盤石な体制を維持できると考えております。経営環境の激変に備え全社的なコスト削減、棚卸資産の圧縮、キャッシュ・マネジメント・システムによるグループ資金の運用効率化等の対策を打ち、財務の健全性確保に努めると同時に、今後のビジネス環境の変化を注意深く見極め、適切に対応してまいります。

また、戦略投資に要する資金確保と資本効率向上のため、保有している政策保有株式を2024年3月末までに株主資本の5%以下に縮減することを目標に掲げ、持合株式の解合いを中心に縮減に努めてまいりました。既に目標は達成しておりますが、更なる縮減に取り組んでまいります。

新型コロナウイルスの収束を間近に控え、現時点ではグループ会社を含め、操業に影響を与えるような事案は発生しておりません。有機化学品や衛生材料は堅調を維持するものと見ておりますが、中国における大規模なロックダウン、ロシアのウクライナ侵攻によるサプライチェーンの混乱と、それに伴う景気の停滞が継続しております。現状は、幅広い用途に使用されている酸化チタンやバリウム製品等がマイナスの影響を受けております。加えて、急激に進行している原燃料高騰と円安がもたらす製造コストの上昇は、主要な原料鉱石を輸入している当社にとって免れ得ないものと認識しており、適正な販売価格の設定、収率の改善、製造設備の集約等、更なる製造コスト削減により業績の維持向上に努めてまいります。

同時に、サステナビリティへの取り組みも喫緊の課題であり、当社は「人々を幸せにする」「地球環境を守る」「ものづくりで社会の課題を解決する」「透明で強固な経営体制を築く」をテーマに11項目のマテリアリティを定めております。2021年9月にはサステナビリティ委員会を設置し、項目別の目標とKPIを設定したほか、TCFDに沿ったシナリオを策定しました。また、TCFD提言ならびにGXリーグ基本構想についても賛同を表明いたしました。今後はKPI目標達成に向けて取り組んでまいります。

化学事業

電子材料

2022年の夏以降急激に市況が悪化しました。中国のゼロコロナ政策による中華系スマートフォンの需要減少および半導体不足による自動車生産量の減少等により、各所でM L C Cの在庫調整が進み、誘電体材料（高純度炭酸バリウム）と誘電体（チタン酸バリウム）の販売が当初計画より大幅に減少しました。2023年度下期には市場回復が想定されるため、機会を逃さず拡大してまいります。

また、誘電体は次期ボリュームゾーンとなる製品開発を進め、シェアの拡大を図ってまいります。

酸化チタン・亜鉛製品

酸化チタンは、世界的な鉱石の生産地であるウクライナがロシアの侵攻を受けた影響で、調達にこそ問題は生じませんでした。しかし、鉱石をはじめとした原材料全般が前年度同様に高騰しました。併せて燃料価格も急激に上昇したため、採算面で厳しい局面に立たされておりますが、当該製品は事業所全体の操業バランスや他の自社製品の中間体供給等において重要な役割を担っておりますので、引き続き生産体制の効率化・最適

化による採算性の向上に努めてまいります。

UVケア化粧品材料として使用される超微粒子酸化チタン・酸化亜鉛は、海外向けの復調が先行し、国内出荷も回復し始めました。今後、インバウンド需要の拡大が期待できます。UVケア化粧品のみならず、メイクアップ、スキンケア化粧品全般に、機能性、意匠性等に優れた無機材料を提供すべく、引き続き材料開発、処方開発に取り組んでまいります。

樹脂添加剤

塩ビ安定剤は、環境に優しい非鉛系安定剤の積極的な展開を図り、売上・利益を維持してまいります。また、世界的な原材料供給のタイト化に対応して、より安定した原材料の調達を進め、競合他社との差別化を図ります。

塩ビ需要の拡大が期待できる海外（特に東南アジア地域）へは、当社の非鉛系安定剤の配合技術を駆使し、ベトナム、タイの現地法人と協力して現地メーカーへの新規採用、シェア拡大に努めてまいります。

その他、金属石鹼やハイドロタルサイト等の機能性添加剤については、それらの特徴・機能をより高め、高付加価値分野への用途展開を図り、利益の確保に努めます。

衛生材料

紙おむつ、生理用ナプキン、ペットシート等の材料について、世界中の信頼できる供給元との関係を一層強化し、グローバルに販売活動を展開しております。

また、子会社であり、通気性フィルムを生産するPT.S&S HYGIENE SOLUTION（インドネシア）は、昨年、設立10周年を迎えました。品質、コスト競争力の更なる向上に取り組み、生産活動も行う商社として、お客様の信頼を高めてまいります。

有機化学品

有機イオウ製品およびリン製品は、高品質と安定供給に努めるとともに、伸長が予想される用途への積極的な展開、新たなニーズで付加価値を生み出す開発技術力の強化と生産体制の強化により、次の収益の柱になる製品育成に取り組めます。

医薬品原薬・中間体の生産受託は、受託品目、受託数量増加を視野に入れ、生産要員確保、品質管理等の体制整備を進めるとともに、将来の新規案件獲得に向け、研究設備の拡充ならびに原薬製造ラインの増強を計画中です。

触媒

衛生材料向け部材等の分野で水添石油樹脂の需要拡大が期待されております。ニッケル触媒はその製造工程で使用されており、顧客の品質要求に応えるべく、性能の改良や生産効率の向上により、他社との差別化を図ってまいります。

脱硝触媒は、環境対策としてごみ焼却炉施設の普及が進む東南アジア地域や中国等への積極的な営業活動を推進し、それに対応すべく生産・供給体制の強化を進めてまいります。

その他、低炭素化社会実現のためのカーボンニュートラルに関連した企業との協業で新規触媒の開発と拡販にも注力してまいります。

受託加工

受託加工事業に対する顧客からのニーズは、近年多種多様でより高度なものになり、それらニーズに対して迅速かつ確実に対応できるよう、保有設備の拡充、生産管理の高度化、人材育成等を図り、より信頼される受託体制を構築して発展に努めてまいります。

医療事業

医療用医薬品、医療機器、一般用医薬品、機能性食品ならびに美容医療向け製品等、これまで培った販路・商流を活用できる商品ラインアップの拡充に注力します。また、産学連携の枠組みを活用した大学との共同研究を積極的に推進するほか、新素材、新技術、新プラットフォームを有するスタートアップ企業を探索し、業務・資本提携を含めたビジネス協業関係の構築を図ります。

医療用医薬品

バリウム造影剤は、需要が漸減^{ぜんげん}する国内においては顧客ニーズへの対応力を強化する一方、輸出については韓国、台湾等への拡販に努め、国内・輸出の販売合計で事業規模維持を図っております。新型コロナウイルスの影響を受け集団検診の延期または受診控えにより販売量が一時減少しましたが、検診自体は早期発見の観点からも必要性が指摘されており、今後検診需要は一定の回復を見込んでおります。

医療機器

内視鏡洗浄消毒器は、世界的な半導体不足の影響で実績は予算を下回りましたが、耳鼻咽喉科領域でのエビデンスを取得し、来期以降への業績貢献に期待します。消耗品の原材料高騰による影響は製品価格転嫁により抑えました。

2019年6月に上市した内視鏡手術用の粘膜下注入材「リフタルK」および注入材用穿刺針^{せんししん}「リフティンニードル」は、大学病院、官公立病院からクリニックまで営業強化を図った結果、目標とした30%のシェアに近づいてきており、更に拡販に注力してまいります。

また、胸部X線診断支援A Iシステムと胸部CT診断支援A Iシステムに加え、2023年1月より下部消化管内視鏡診断支援A Iシステムについても販売を開始しました。当社の得意領域であり、新規需要の開拓に努めてまいります。

その他に、2022年12月より緑内障検査装置「アイモscan」の健診施設での販売を開始しました。緑内障の早期発見に貢献します。

一般用医薬品・その他

一般用医薬品の収益力強化と事業改革のため、販売ルートおよび商品ラインアップの整理、新商品と新商流の開拓などの活動を積極的に展開します。またかぜ薬「改源」が2024年に発売100周年を迎えるにあたり記念製品の発売を準備中です。

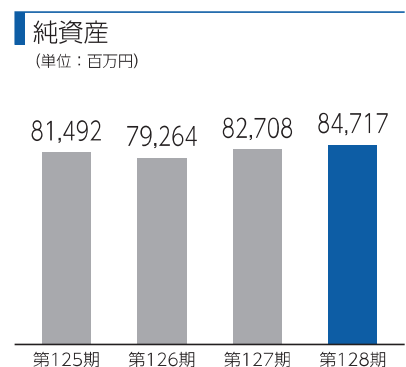
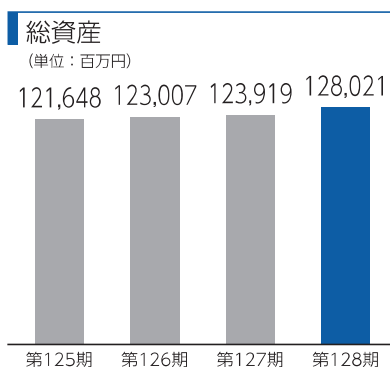
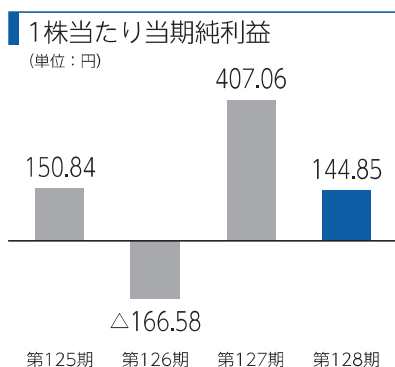
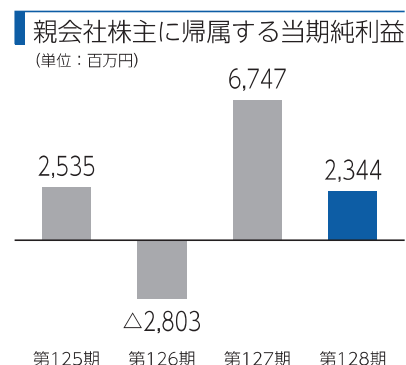
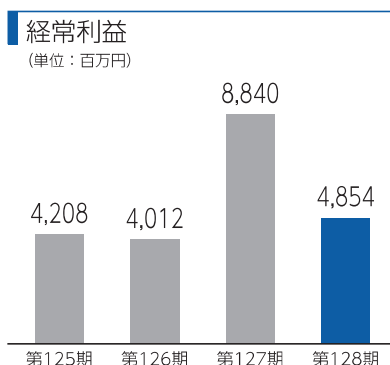
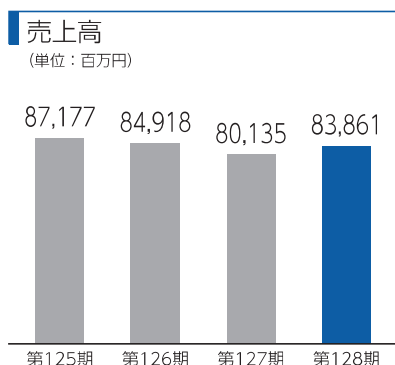
新事業領域として取り組んできた美容医療向け事業は、新型コロナウイルスの影響下にあっても紫外線対策サプリ「ソルプロ」シリーズを中心に順調に売上を伸ばしており、今後も新製品を投入し拡大を図ります。

6 財産および損益状況の推移

① 企業集団の財産および損益状況の推移

区 分	第125期 (2019.4~2020.3)	第126期 (2020.4~2021.3)	第127期 (2021.4~2022.3)	第128期 (当連結会計年度) (2022.4~2023.3)
売上高 (百万円)	87,177	84,918	80,135	83,861
経常利益 (百万円)	4,208	4,012	8,840	4,854
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,535	△2,803	6,747	2,344
1株当たり当期純利益 (円)	150.84	△166.58	407.06	144.85
総資産 (百万円)	121,648	123,007	123,919	128,021
純資産 (百万円)	81,492	79,264	82,708	84,717

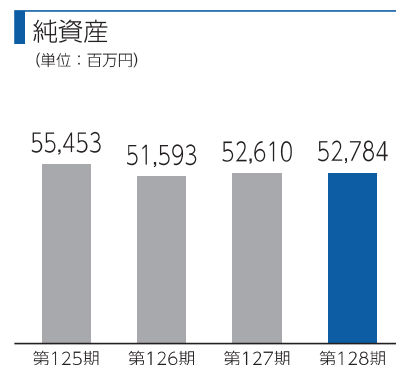
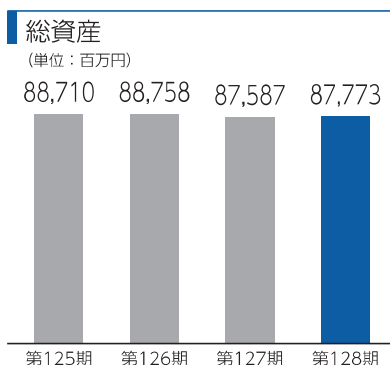
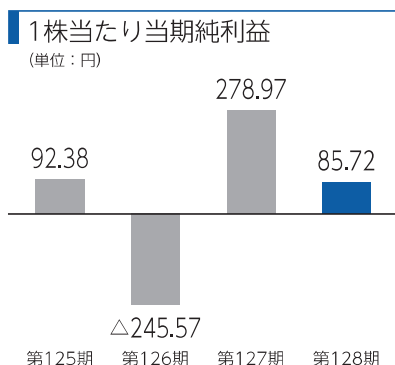
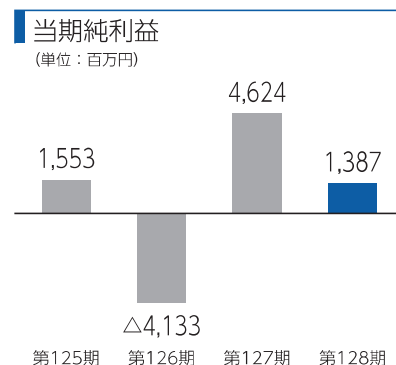
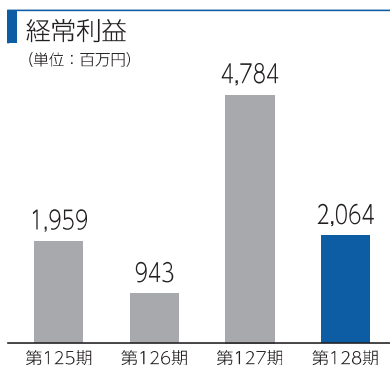
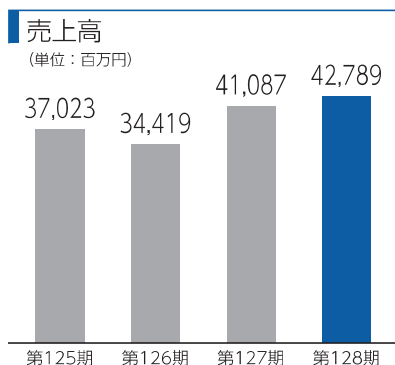
(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第127期から適用しており、第127期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



②当社の財産および損益状況の推移

区 分	第125期 (2019.4~2020.3)	第126期 (2020.4~2021.3)	第127期 (2021.4~2022.3)	第128期 (当事業年度) (2022.4~2023.3)
売上高 (百万円)	37,023	34,419	41,087	42,789
経常利益 (百万円)	1,959	943	4,784	2,064
当期純利益 (百万円)	1,553	△4,133	4,624	1,387
1株当たり当期純利益 (円)	92.38	△245.57	278.97	85.72
総資産 (百万円)	88,710	88,758	87,587	87,773
純資産 (百万円)	55,453	51,593	52,610	52,784

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第127期から適用しており、第127期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



7 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容	所在地
堺商事株式会社	百万円 820	% 64.0	化学工業製品・合成樹脂・電子材料などの輸出入、国内販売	大阪市北区
カイゲンファーマ株式会社	2,364	100.0	医薬品、医療器具、健康食品などの製造、販売	大阪市中央区
大崎工業株式会社	200	100.0	化学工業製品・路面標示材・電子材料などの製造、販売	堺市西区
レジノカラー工業株式会社	200	100.0	顔料・着色剤・機能性インキなど各種分散体の製造、販売	大阪市淀川区
共同薬品株式会社	200	100.0	樹脂添加剤などの製造、販売	神奈川県秦野市
SC有機化学株式会社	164	100.0	有機化学品の製造、販売	堺市西区
日本カラー工業株式会社	45	100.0	各種化学工業製品の受託生産	堺市西区
株式会社片山製薬所	30	100.0	医薬品原薬・中間体などの開発、製造	大阪府枚方市
SAKAI CHEMICAL (VIETNAM) CO., LTD.	18,582 千米ドル	100.0	樹脂添加剤の製造、販売	ベトナム ビンズン省
SIAM STABILIZERS AND CHEMICALS CO.,LTD.	190,000 千タイバーツ	90.0	樹脂添加剤の製造、販売	タイ ラヨン県

(注) 1.当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
2.出資比率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

8 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、「化学事業」「医療事業」を主な事業として行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

- ①化学事業：無機材料（バリウム・ストロンチウム・亜鉛製品など）、樹脂添加剤、酸化チタン、電子材料、触媒製品、医薬品の原薬・中間体を含む有機化学品その他の化学品の製造、販売および輸出入
- ②医療事業：医薬品、医療器具、健康食品の製造、販売および輸出入

9 主要な当社の事業所 (2023年3月31日現在)

- ・本店 (堺市堺区)
- ・堺事業所 (堺市堺区)
- ・小名浜事業所 (福島県いわき市)
- ・大剣工場 (福島県いわき市)
- ・東京支店 (東京都千代田区)
- ・泉北工場 (大阪府泉大津市)
- ・湯本工場 (福島県いわき市)
- ・中央研究所 (堺市堺区)

10 従業員の状況 (2023年3月31日現在)**① 企業集団の従業員の状況**

区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
化 学	1,685名	13名減
医 療	271名	3名減
全社 (共通)	57名	5名増
合 計	2,013名	11名減

(注) 従業員数には、当社グループ外からの出向者を含んでおりますが、グループ外への出向者および臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
769名	4名減	40.2歳	15.7年

(注) 従業員数には、社外からの出向者を含んでおりますが、社外への出向者および臨時従業員を含んでおりません。

11 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	8,728
株式会社東邦銀行	3,164
株式会社紀陽銀行	3,058
株式会社常陽銀行	2,368
農林中央金庫	1,020

(注) 当社は機動的、安定的な資金調達を行うため、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとするコミットメントライン契約を締結しております。

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- 1 発行可能株式総数 80,000,000株
- 2 発行済株式の総数 17,000,000株
- 3 株主数 9,227名

4 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,701	10.50
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,668	10.30
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,197	7.40
明治安田生命保険相互会社	421	2.60
日本生命保険相互会社	418	2.58
堺化学取引先持株会	418	2.58
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	372	2.30
SMBC日興証券株式会社	335	2.07
岡 秀朋	263	1.63
RE FUND 107-CLIENT AC	250	1.54

- (注) 1. 当社は、自己株式を805,601株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
3. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
4. 2020年6月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社、同年6月1日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日現在における実質所有株式の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりです。
- | | |
|---------|------------------------|
| 大量保有者 | シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 |
| 住所 | 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号 |
| 保有株券等の数 | 株式 1,779,900株 |
| 株券等保有割合 | 10.47% |

5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	21,944株	6名

3 会社役員に関する事項

1 取締役および監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
※取締役会長	矢部正昭	
※取締役社長 執行役員	矢倉敏行	財務報告に係る内部統制 担当
専務取締役 執行役員	中西敦也	海外事業、I R 担当、経営戦略本部長、 堺商事株式会社 非常勤取締役
常務取締役 執行役員	中原慎治	研究開発本部長 兼 生産技術本部長
取締役 執行役員	岡本康寛	小名浜事業所長 兼 生産技術本部副本部長
取締役 執行役員	服部浩之	コンプライアンス・法務・リスク管理 担当、 経営戦略本部副本部長 兼 経理部長
取締役	伊藤善計	カンロ株式会社 社外取締役
取締役	和田浩美	株式会社今仙電機製作所 社外取締役 株式会社i-Golfスタジオ 代表取締役 パナソニックオートモーティブシステムズ株式会社 非常勤顧問 株式会社シマノ 社外取締役
取締役	松田充功	
常勤監査役	高松輝也	
常勤監査役	関司忠之	
監査役	佐渡恵	

- (注) 1. ※は、代表取締役です。
2. 取締役 伊藤善計、和田浩美、松田充功の各氏は、社外取締役です。
3. 監査役 高松輝也、関司忠之の両氏は、社外監査役です。
4. 監査役 高松輝也、関司忠之の両氏は、金融機関の勤務経験が長く、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役 伊藤善計、和田浩美、松田充功の各氏および監査役 高松輝也、関司忠之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
6. 当社と取締役 伊藤善計、和田浩美、松田充功の各氏および監査役 高松輝也、関司忠之、佐渡恵の各氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 2022年6月28日開催の第127回定時株主総会において、補欠監査役として森田博氏が選任されております。

2 当事業年度中の取締役の異動

①当事業年度中における取締役の担当および重要な兼職の異動は次のとおりです。

氏名	新	旧	異動年月日
矢部 正昭	代表取締役会長	代表取締役社長 執行役員 財務報告に係る内部統制 担当	2022年6月28日
矢倉 敏行	代表取締役社長 執行役員 財務報告に係る内部統制 担当	取締役 執行役員 人事総務、品質・環境・安全衛生 担当 管理本部長	2022年6月28日
中西 敦也	専務取締役 執行役員 海外事業、IR 担当 経営戦略本部長 堺商事株式会社 非常勤取締役	常務取締役 執行役員 経営戦略、海外事業、情報システム、IR 担当 経営戦略本部長 堺商事株式会社 非常勤取締役	2022年6月28日
中原 慎治	常務取締役 執行役員 研究開発本部長 兼 生産技術本部長	取締役 執行役員 研究開発、知的財産 担当 研究開発本部長 兼 生産技術本部副本部長	2022年6月28日
伊藤 善計	社外取締役 カンロ株式会社 社外取締役	社外取締役 味の素株式会社 アドバイザー	2023年3月28日
和田 浩美	社外取締役 株式会社今仙電機製作所 社外取締役 株式会社i-Golfスタジオ 代表取締役 パナソニックオートモーティブシステムズ株式会社 非常勤顧問 株式会社シマノ 社外取締役	社外取締役 株式会社今仙電機製作所 社外取締役 パナソニック株式会社 オートモーティブ社 開発本部 顧問	2023年3月29日

②当事業年度中に退任した取締役は次のとおりです。

氏名	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況	退任事由	退任日
吉岡 明	専務取締役 執行役員 生産技術、堺事業所 担当 生産技術本部長 兼 堺事業所長	任期満了	2022年6月28日
笹井 和美	取締役 公立大学法人大阪 大阪府立大学大学院教授 国立大学法人大阪大学大学院招聘教授 公益社団法人大阪府獣医師会 副会長 大阪地方裁判所・高等裁判所専門委員	任期満了	2022年6月28日

(注) 当社は執行役員制度を導入しております。2023年3月31日現在の取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりです。

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
執行役員	土 橋 真	小名浜事業所副所長、大剣工場長
執行役員	加 藤 聡	堺事業所長、堺事業所第二工場長
執行役員	山ノ井 睦 明	営業本部長
執行役員	小 菅 英	管理本部長
執行役員	真 柄 光一郎	新規事業（営業、開発）推進担当、研究開発本部副本部長

3 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の総数
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	229 (21)	137 (21)	50 (-)	41 (-)	11名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	35 (29)	35 (29)	- (-)	- (-)	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	264 (51)	172 (51)	50 (-)	41 (-)	14名 (6名)

- (注) 1. 上記の取締役賞与は、第128回定時株主総会における第3号議案「取締役賞与支給の件」において決議予定の支給総額を記載しております。
2. 業績連動報酬にかかる業績指標および各実績は次のとおりです。
- ①当事業年度の売上高および経常利益の、直近3年間実績平均値に対する伸長率
売上高のみ伸長（売上高：7%、経常利益△15%）
 - ②当事業年度における売上高および営業利益の予算達成率
売上高、営業利益ともに未達（売上高：92%、営業利益：94%）
 - ③中期経営計画に対する当事業年度の売上高および営業利益の達成率
売上高、営業利益ともに未達（売上高：87%、営業利益：62%）
- なお、①では総合力で評価するため経常利益を指標とし、②および③では本業での稼ぐ力を評価するため営業利益を指標としております。当事業年度にかかる役員賞与は、31ページに記載した「役員の報酬等の内容決定に関する方針」に定める算定方法によって算出した最終評価点に基づき、規定額の80%といたしました。
3. 上記の株式報酬は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額です。この譲渡制限付株式報酬は、取締役が当社株式を継続して保有することにより、取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の基本報酬に係る決議とは別に、2018年6月27日開催の第123回定時株主総会において1事業年度120百万円を上限額として承認されたものです。
4. 当社は、2015年6月26日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって、取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。この決議に基づき、上記のほか2022年6月28日開催の第127回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し3百万円の役員退職慰労金を支給しております。
- また、当事業年度末現在における役員退職慰労金打切り支給予定額は、取締役1名に対し15百万円となっております。
5. 上表には、2022年6月28日開催の第127回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（社外取締役を除く）1名、社外取締役1名を含んでおります。

4 役員の報酬等の内容決定に関する方針

当社は、当社取締役会決議に基づき、以下のとおり取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

I. 基本方針

取締役および監査役に対する報酬制度については、株主の皆様との価値共有を促進し、説明責任を果たせる客観性と透明性を備えたうえで、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促す報酬体系とすることを基本方針としております。

II. 取締役の報酬に関する方針

1. 報酬構成

以下の割合を目安として構成しております。

役員区分	基本報酬	賞与	株式報酬
役付取締役	50%	30%	20%
取締役 (社外取締役を除く)	60%	30%	10%
社外取締役	100%	-	-

※賞与は、支給率100%とした場合の割合です。

(1)基本報酬

基本報酬は、各取締役の役位および職責に応じて支給額を決定し、月例で支給しております。社外取締役の報酬は、独立性の確保の観点から、基本報酬のみで構成しております。

なお、支給額につきましては、1989年6月29日開催の当社第94回定時株主総会において、15名の取締役に対し、月額2,000万円以内としてご承認いただいております。

(2)賞与

賞与は、各事業年度における各取締役の業務執行に対する報酬です。各事業年度の業績ならびに中期経営計画の達成度合に応じて支給額が変動する仕組みであり、会社規模と利益率の向上を両立させ、持続可能な成長に向けて適正に動機付けすることを目的としております。

具体的には、以下の3点について評価を行います。

①当事業年度の売上高および経常利益の、直近3年間実績平均値に対する伸長率

②当事業年度における売上高および営業利益の予算達成率

③中期経営計画に対する当事業年度の売上高および営業利益の達成率

①では、総合力で評価するため経常利益を指標としており、②および③では、本業での稼ぐ力を評価するため営業利益を指標としております。これら伸長率および達成率は、売上高：利益＝30%：70%として算出しております。

最終評価点は、①×50%＋②×25%＋③×25%として算出いたします。

支給額は、この最終評価点に基づき、職位に応じた規定額の0%～110%の範囲で決定いたしますが、財務的な業績数値だけでは測ることができない目標達成度を±10%以内の範囲で加味することがあります。

なお、支給する場合は、対象者、人数および金額について都度株主総会に付議、承認いただくこととしており、7月に支給することとしております。

当事業年度にかかる役員賞与は、上記算定方法による最終評価点に基づき、規定額の80%といたしました。

(3)株式報酬

当社は、取締役（社外取締役を除く）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的として、譲渡制限付株式を利用した株式報酬を導入しております。当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として毎事業年度において金銭報酬債権を7月に支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます（自己株式の処分の方法により8月に割当てます。）。譲渡制限期間は20年間とし、当社の取締役を退任した場合に、本割当株式の譲渡制限を解除します。

株式割当数は、各取締役の役位および職責に応じて取締役会で決定された金銭報酬債権支給額に応じて決まります。

なお、金銭報酬債権の支給総額は上記基本報酬とは別枠で年額1億2,000万円以内、譲渡制限付株式の総数は100,000株以内として、2018年6月27日開催の当社第123回定時株主総会でご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は10名です。

2. 報酬決定のプロセス

取締役の報酬決定にあたっては、株主総会においてご承認いただいた報酬枠の範囲内で、代表取締役が作成した原案を、指名報酬委員会の審議を経て取締役会に諮り、議論のうえ決定されます。

Ⅲ. 監査役の報酬に関する方針

監査役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を担うことから、基本報酬のみで構成し、地位に応じて定められた額としており、各監査役への報酬額は監査役の協議により決定し、月例で支給しております。

なお、支給額につきましては、2010年6月29日開催の当社第115回定時株主総会において、4名の監査役に対し、月額500万円以内としてご承認いただいております。

ご参考

〈指名報酬委員会〉

指名報酬委員会は、当社の取締役、監査役（以下、「取締役等」という）の指名や報酬に関する意思決定等において、社外役員の関与・助言機会を適切に確保することで、取締役会における取締役等の人事や報酬に関する意思決定プロセスの公正性、客観性および透明性を向上させ、コーポレートガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的として設置しております。

当委員会は、独立社外取締役を過半数とする委員5名で構成し、委員長は独立社外取締役から選任しております。

5 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役、執行役員および管理職・監督者の地位にある従業員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。なお、当社を保険契約者としておりますが、子会社の保険料は各社が負担しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・当社の保険料は全額当社が負担しております。

6 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況と当社との関係
取締役	伊藤善計	同氏が社外取締役を務めるカンロ株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
取締役	和田浩美	同氏が社外取締役を務める株式会社シマノとの取引金額は、当期において18百万円であり、特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。なお、その他の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
取締役	松田充功	該当事項はありません。
監査役	高松輝也	該当事項はありません。
監査役	関司忠之	該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	伊藤善計	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席いたしました。また、当社が設置する指名報酬委員会の委員長を務め、食品製造会社における生産技術、品質管理および会社経営を通して得た知識や経験に基づいて意見を述べるなど、当社経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。
取締役	和田浩美	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席いたしました。当社が設置する指名報酬委員会にも出席し、IT活用およびダイバーシティを含めた組織運営、人事制度等に対し、経験・実績に基づいてESGの観点から有益な助言を述べるなど、当社経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。
取締役	松田充功	2022年6月28日就任以降開催の取締役会14回全てに出席し、当社が設置する指名報酬委員会にも出席し、製菓会社におけるCMCマネジメントや組織マネジメントを通して得た知識や経験に基づいて意見を述べるなど、当社経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。
監査役	高松輝也	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行い、当事業年度開催の監査役会12回全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップや社外取締役との定期的な意見交換を行うとともに、適宜、工場・グループ会社等の現場往査を行うほか、会計監査人や内部監査部門と定期的、日常的に情報交換を行い、連携を深めております。
監査役	関司忠之	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行い、当事業年度開催の監査役会12回全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップや社外取締役との定期的な意見交換を行うとともに、適宜、工場・グループ会社等の現場往査を行うほか、会計監査人や内部監査部門と定期的、日常的に情報交換を行い、連携を深めております。

4 会計監査人の状況

1 名称

ひびき監査法人

2 報酬等の額

	支払額
1. 当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
2. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	63百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記1. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

3 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、監査項目別監査日数および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を踏まえ、当事業年度の監査項目別監査日数および監査報酬について検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきまして当社は、株主の皆様への安定した利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を図るとともに利益動向や経営環境を勘案し、年2回の配当を実施することを基本方針としております。

また、当社は中期経営計画『SAKAINNOVATION 2023』において、総還元性向30%以上を目標として取り組んでまいりましたが、2022年4月より配当性向30%以上を目標として取り組んでおります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき30円とさせていただきます。2022年12月1日に実施済みの中間配当金1株45円と合わせまして、年間配当金は1株当たり75円となります。

この結果、当期の配当性向は51.8%となります。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	72,101	流動負債	29,237
現金及び預金	12,409	支払手形及び買掛金	8,610
受取手形及び売掛金	27,555	短期借入金	13,175
商品及び製品	16,355	未払法人税等	733
仕掛品	4,192	賞与引当金	1,311
原材料及び貯蔵品	9,577	その他の引当金	190
その他	2,046	その他	5,216
貸倒引当金	△36	固定負債	14,066
固定資産	55,920	長期借入金	8,467
有形固定資産	46,761	環境対策引当金	145
建物及び構築物	18,177	退職給付に係る負債	5,071
機械装置及び運搬具	11,583	繰延税金負債	139
土地	14,846	その他	241
建設仮勘定	1,024	負債合計	43,304
その他	1,130	純資産の部	
無形固定資産	1,368	株主資本	78,863
のれん	1,012	資本金	21,838
その他	355	資本剰余金	16,293
投資その他の資産	7,790	利益剰余金	42,482
投資有価証券	4,838	自己株式	△1,751
退職給付に係る資産	50	その他の包括利益累計額	1,624
繰延税金資産	2,302	その他有価証券評価差額金	1,254
その他	628	繰延ヘッジ損益	△0
貸倒引当金	△29	為替換算調整勘定	253
資産合計	128,021	退職給付に係る調整累計額	117
		非支配株主持分	4,229
		純資産合計	84,717
		負債純資産合計	128,021

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		83,861
売上原価		65,381
売上総利益		18,479
販売費及び一般管理費		14,072
営業利益		4,407
営業外収益		595
受取利息及び配当金	151	
その他	443	
営業外費用		148
支払利息	76	
その他	71	
経常利益		4,854
特別利益		589
固定資産売却益	122	
投資有価証券売却益	85	
受取保険金	378	
その他	1	
特別損失		466
減損損失	40	
固定資産除却損	127	
投資有価証券評価損	81	
品質関連損失	215	
その他	1	
税金等調整前当期純利益		4,977
法人税、住民税及び事業税	1,308	
法人税等調整額	1,060	2,368
当期純利益		2,608
非支配株主に帰属する当期純利益		264
親会社株主に帰属する当期純利益		2,344

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	41,762	流動負債	22,987
現金及び預金	5,905	買掛金	3,487
受取手形	869	短期借入金	15,881
売掛金	13,708	賞与引当金	631
商品及び製品	9,070	役員賞与引当金	50
仕掛品	3,184	その他	2,937
原材料及び貯蔵品	7,030	固定負債	12,001
関係会社短期貸付金	810	長期借入金	8,341
その他	1,197	長期未払金	15
貸倒引当金	△15	長期預り金	137
固定資産	46,011	退職給付引当金	3,361
有形固定資産	25,432	環境対策引当金	145
建物	8,600	負債合計	34,989
構築物	680	純資産の部	
機械及び装置	7,082	株主資本	51,766
車両運搬具	13	資本金	21,838
工具器具備品	412	資本剰余金	16,312
土地	7,906	資本準備金	16,311
建設仮勘定	736	その他資本剰余金	0
無形固定資産	222	利益剰余金	15,367
ソフトウェア	193	利益準備金	864
その他	28	その他利益剰余金	14,503
投資その他の資産	20,356	別途積立金	9,520
投資有価証券	3,882	繰越利益剰余金	4,983
関係会社株式	12,583	自己株式	△1,751
関係会社出資金	731	評価・換算差額等	1,018
関係会社長期貸付金	1,377	その他有価証券評価差額金	1,018
繰延税金資産	1,452	純資産合計	52,784
その他	329	負債純資産合計	87,773
資産合計	87,773		

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		42,789
売上原価		36,654
売上総利益		6,134
販売費及び一般管理費		5,849
営業利益		285
営業外収益		1,911
受取利息及び配当金	1,630	
その他	281	
営業外費用		132
支払利息	79	
その他	52	
経常利益		2,064
特別利益		568
固定資産売却益	119	
投資有価証券売却益	70	
受取保険金	378	
特別損失		79
固定資産除却損	79	
税引前当期純利益		2,554
法人税、住民税及び事業税		53
法人税等調整額		1,113
当期純利益		1,387

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

堺化学工業株式会社
取締役会 御中

2023年5月9日

ひびき監査法人
大阪事務所

代表社員 公認会計士 安岐 浩一
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 宮本 靖士

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、堺化学工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、堺化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

堺化学工業株式会社
取締役会 御中

2023年5月9日

ひびき監査法人
大阪事務所

代表社員 公認会計士 安岐 浩一
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 宮本 靖士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、堺化学工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第128期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染症対策として一部監査等にインターネットを經由した手段も活用しながら、当初の監査計画を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人（金融商品取引法監査人）と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。引き続き整備と充実に取り組むことが重要であると考えます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

堺化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 高松 輝也 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 関司 忠之 ㊟

監査役 佐渡 恵 ㊟